

## ～ 公費による取付管設置箇所数について ～

令和8年4月1日

### 【改訂内容】

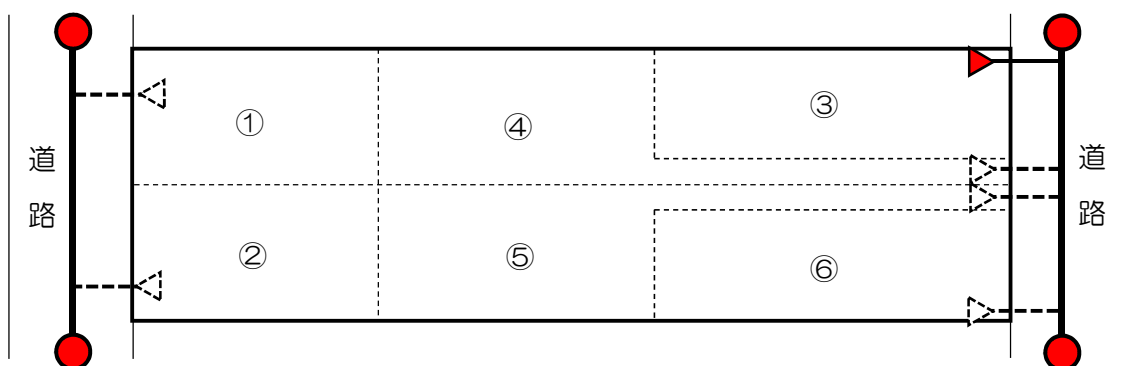
取付管工事申請を行う場合は、所定の面積要件（申請地（同一所有者が所有する土地）全体の面積を基準としたもの）を、公費による取付管設置箇所数の条件とします。面積要件以上の取付管箇所数となる場合は、事前協議してください。

なお、新たな使用者が決まっている場合は、一宅地として取り扱うことができますので、申請時に土地や建物の根拠資料（契約書など）を添付して下さい。

### 【面積要件】

土地の面積	設置個数
500㎡まで	1個
500㎡を超え 1,000㎡まで	2個まで
1,000㎡を超え 1,500㎡まで	3個まで
1,500㎡を超え 2,000㎡まで	4個まで
2,000㎡を超える場合	5個まで

<例> 申請地900㎡、既設管1箇所の場合



⇒ 既設管1箇所、新設5箇所（公費1箇所、個人負担4箇所）